

金属くず商・金属くず行商に関して

使用済み超硬工具の取引に際して道府県によっては条例により「金属くず商」の許可、「金属くず行商」の届出が必要です。

金属くずとは、 金属塊、金属製品（半製品含む）、その他の金属（廃品を含む）であって、
・ 正常な生産工程で生産されたものでその生産目的に従い売買し交換し加工し又は使用されるもの
・ 古物営業法に規定する古物

以外の物 ⇒ 使用済み超硬工具・スラッジが該当します。

金属くず商許可 金属くず営業に関する条例が定められている道府県の区域内で営業所を設けて金属くずの取引（売買、交換、およびこれ等の受託行為）を営業として行う場合は営業所所在地を管轄する警察署を経由して道府県公安委員会に申請し許可を得る必要がある。

金属くず行商届出 営業所を設けることなく条例が定められている道府県に出向いて金属くずの取引を営業として行う際は金属くず行商の届出を管轄する道府県の警察署経由で道府県公安委員会へ行う必要がある。

この規制は各道府県の条例によるため道府県によって規制内容や処置方法が異なります。

取引記録の保管や取引実績の提出を求められる場合があります。

そのため、詳しくは該当する道府県の警察署担当窓口へお問い合わせください。

なお、弊社は必要な許可・届出を完了しております。